

専門職養成プロセスにおける実務要件

—医師の実地修練と弁護士の実務修習を中心に—

比較教育社会学コース 橋本 敏市

Practical Requirements for Professional Training:
Focusing on physicians and lawyers in prewar Japan

Koichi HASHIMOTO

Recently, concern for “initial practical training” connecting higher education with on-site specialized work is increasing, due to sophistication of specialized work, diversification of customer needs, fluctuation of social trust for profession and so on. In this article, we discussed physicians and lawyers as professional prototypes and historically considered what practical requirements had been established for each professional job.

In particular, we examined of the process of establishing “jicchi-syuren (physicians’ practical training)” and “jitsumu-syusyu (lawyers)” in the prewar period, which became the institutional base after the war, mainly on the discourse of the actors involved in training. This highlighted whether each professional competency was structured socially and politically by the actors involved in training.

目次

1. はじめに
2. 医師の実地修練制度
 - (1) 幹事案（昭和 13 年 12 月 19 日）
 - (2) 添田委員長案（小委員会案）（14 年 9 月 27 日）
 - (3) 第 1 委員会における第 2 幹事案（14 年 10 月 23 日）
 - (4) 第 2 幹事案の修正案（14 年 11 月 27 日）
 - (5) その後の議論
 - (6) 「医療制度改善方策」（15 年 10 月 28 日）
 - (7) 「国民医療法」（17 年 2 月 25 日）と「国民医療法施行令」（17 年 10 月 28 日）
3. 弁護士の実務修習制度
 - (1) (旧旧) 弁護士法（明治 26 年）までの弁護士法案における議論
 - (2) (旧旧) 弁護士法（明治 26 年）立法過程における議論
 - ① 衆議院での審議
 - ② 貴族院での審議
 - (3) (旧旧) 弁護士法改正に関する司法省諮問と改正調査委員会
 - (4) (旧) 弁護士法（昭和 8 年）における弁護士試験補制度
 - (5) 昭和 11 年施行までの議論
4. おわりに

1. はじめに

現代の専門職養成には、一般的に高等教育機関における入学試験、専門教育（実習を含む）、卒業後の国家試験、専門的業務へ参入する際の初期研修、生涯にわたる各段階での研修・学習機会、さらにはより高次の専門的資格など、一連のプロセスが想定されている。そして、これら各ステージにおいてさまざまな形の質保証が設定されているが、とくに今日では、専門的業務の高度化、顧客ニーズの多様化、専門職に対する社会的信頼の動揺などを背景に、高等教育（の「理論知」の学習）と現場での専門的業務（における「実践知」）をつなぐ初期研修への関心が高まっている。医師や法曹など、プロトタイプとされる専門職ではすでに戦後間もない頃から、国家試験（合格）後に一定期間の初期研修が法制化されてきたが（医師ではインターン、法曹では司法修習）、近年では他の多くの専門職でも一定の実務要件を課す動きが進められてきている¹⁾。

高等教育と専門的業務を架橋する初期研修という実務経験は、(若い) 新規参入者に対して、教育機関での専門的知識・技術の限界とその実効的な適用を認識・体得させるとともに、現場業務での専門職としての態度、倫理、さらにはアイデンティティ確立を育むことも目指されており、その意味で専門職社会における一

種の制度的イニシエーションもしくは正統的周辺参加の機能を果たしている、と考えられる。近年では、より高い質の専門的業務の遂行のために、こうした知識、技術、態度形成に関して初期段階での実務経験が大きなインパクトを持つ、と期待されてきているのである。

ただし、実務経験にこうした役割が期待されているとしても、各職ごとに「修練」「修習」「インターン」「研修」などといった様々な名称で呼び習わされてきたことをみてもわかるように、そのあり方は多種多様である。本稿で検証するように、医師や弁護士といったプロタイプにおいても、その導入の可否や内容、手続をめぐっては、長い議論の後によろやく決定されたのである。法制化に至るまでのプロセスが長期化したのは、後に詳述するように、当該専門職（養成）を取り巻く様々なアクターの関与・介入が続き、彼らの意図と思惑に大きく揺れ動いたためである。

したがって、初期段階の実務要件は、高等教育と現場業務との架け橋ともなるが、同時にその狭間にあるため、大学教育—専門職集団—国家というアクター群の意思と方略が複雑に絡むこととなる。とくに、それはどのような知識・技術・態度を習得すべきかといった「専門職コンピテンシー」の根幹に密接に関わるため、様々なアクターの理念と現実が先鋭的な形で対立することとなる。逆に言えば、各職の実務要件の内容や手続が導入・成立されるまでの紆余曲折、試行錯誤を、養成に関わるアクター群の言説活動を中心に職種横断的に跡付けていくことは、当該専門職のコンピテンシーが彼らによっていかに社会的・政治的に構成されてきたのかを考察する際の戦略的な視点となるだろう。

そこで本稿では、まずは医師と弁護士をとりあげ、それぞれの専門職においていかなる実務要件が構築されてきたのかを歴史的に考察する。その際の分析対象としては、上記のように、医師では戦後改革期のインターン制度、弁護士（法曹）では同じく司法修習制度が想定されるが、しかしこれらの制度は、それぞれの養成に関わるアクター群らが明治期から長い論争を繰り返してきた結果、よろやく生まれた制度を母体として改編されたものである。すなわち、それぞれの基盤となったのは「実地修練」と「実務修習」という名の実務要件である。以下で見るように、戦後改革以降現在に至る制度（改編）は、近代化過程で成立したこれらの制度に、経路依存的に強く規定されていることが明らかになるだろう。

2. 医師の実地修練制度

まず、医師の初期段階の実務要件が法制化される議論についてみておこう。

戦後改革期にGHQ/SCAPのPHW（公衆福祉衛生局）に設置されたCME（医学教育審議会）が主導する医師養成制度の刷新により、新しくインターン制度と医師国家試験が導入された。その審議過程で、厚生省自身が言及しているように、わが国では医師として専門業務に入る前の研修として、「国民医療法」ならびに「国民医療法施行令」「国民医療法施行規則」に基づいた実地修練制度が、すでに昭和17年に制定されていた²⁾。学校卒業者は1年以上診療の修練を経ることを要件とし（施行令）、修練施設については施行規則で規定したのである。しかしながら、この規定は学校教育課程中における診療の修練をあてることをもって足りるものとされ、また施行令施行の際、現に学校に在学中、または同令施行後3年間に試験に合格した者に対しては修練を免除するとされており、戦時・戦後直後の混乱の中で実質的な効力は十分に果たせなかった³⁾。

しかし、昭和17年に法制化された実地修練制度は、医師の実務要件として初期研修をはじめて義務化したものであり、戦後のインターン制度（とその廃止）、平成16年からの臨床研修の母体となるものである。この実地修練制度の法制化に至る審議は、昭和13年に設置された医薬制度調査会の第1委員会ならびに第2委員会（以下、それぞれ第1委員会、第2委員会と略記）が担当している。以下では、その審議過程と医界における議論を跡付けていこう。

(1) 幹事案（昭和13年12月19日）

昭和13年6月30日、医薬制度調査会官制が公布され、厚生政務次官、厚生次官から貴族院・衆議院議員、医薬界の重鎮40数名が委員として任命され、野間厚生省衛生局医務課長などが事務局幹事を担当することとなった。厚生大臣の諮問事項は「国民医療の現状に鑑み現行医薬制度改善の方策如何」という簡潔なものであった。同年7月26、27日に総会が開催、9月22日に第2回が開催されて、3部からなる特別委員付託事項と委員が決定された。同調査会の最大の論点であった医師の自由開業制度、医薬分業について担当した第2委員会での審議が先行したが、修練制度を取り上げたのは、担当事項の第1に、「医師、歯科医師、薬剤師等ノ教育、養成其ノ他資質向上ニ関スル事項」があげられた第1委員会であった⁴⁾。

第1委員会は、13年10月3日、10月20日に委員会が開催されたものの⁵⁾、その後は第2委員会での議論が中心となり、14年10月23日まで休会が続いた⁶⁾。それは、「殊に第2特別委員会こそは、その調査事項が第一、第三委員会のその先決問題を包含するために、その審議の結果は、全医薬制度調査会の形勢の標識ともなるべきものがある故、一層その成行は重大視せられた⁷⁾」ためである。したがって、制度的な大枠が決定されて以降、ようやく医育問題が俎上に上げられることとなった。実地修練は第1委員会で議論されたが、医界では第2委員会で提起された勤務指定制度との混同があり、様々な反応がされているので、以下で第2委員会の議論にも触れておきたい。

第2委員会は13年10月24日に開催され、12月19日に「医薬制度調査会小委員会研究項目」（いわゆる「幹事案」）が発表されている⁸⁾。

「第一 公営医療の拡充

- 一 農山漁村に於ける原則的公営制度の採用
- 二 都市に於ける公営医療機関の拡充

第二 開業医の管理

- 一 開業許可制度の実施
- 二 診療報酬規定の制定
- 三 医療内容の監督強化
- 四 都市に於ける処方箋発行方法改正
- 五 医薬広告の制限
- 六 医師の勤務指定制度の創設
- 七 平時に於ける徴用制度の実施
- 八 専門科名の整理及専門医師検定制度の創設⁹⁾

このように、幹事案は大きく「公営医療の拡充」と「開業医の管理」の2項目からなる。幹事案の起草に関わった野間正秋（厚生省医務課長）自身、雑誌『医事衛生』の中でその解説を行い、「委員各位の討議資料として、幹事の研究足跡を参考に供する意味に於いて提出したもの」と延べ、厚生省事務局で「過去数ヶ月に涉って一応の研究をやったつもり」として、「この案の各項目を定めるに当たっては、少なくともその改善の目標となって居る現制度の欠陥の是正方策に付いて、先づ一通りは論議を尽くしたと確信している¹⁰⁾」として、その要点を列挙したのである。厚生省としては、従来の自由開業医制度を管理抑制しつつ、国家・政府による公営医療を拡充するというのが基本方針であったが、これは項目にも表れているように、医師の地域偏在（無医地区の拡大）の解消がもっとも重大な課題として認識されていたためである。

本稿で扱う修練制度に関連する項目として、第二の項目六として「医師ノ勤務指定制度ノ創設」が示されている。『医事衛生』での解説によると、これは「医師資格の取得後一定年限内に一定期間を政府の指定する場所に開業せしめんとするもの」という「真意」が示されているが¹¹⁾、野間自身言うように、現行制度では医師は免許を受けた後は何処でも開業できるが、農山漁村の中には無医村が多く、医療の公共性や医師の国家による手厚い保護の観点からすれば、免許直後の一定期間相当の報酬を与えて国家の指定する勤務に服することを義務づける制度の創設を考えたという¹²⁾。つまり、これにより医師の大都市集中を緩和しつつ、農山漁村でのニーズにこたえようと企てたのである。したがって、ここには実地修練については何ら企図されていなかったが、この幹事案項目については、医界では実地修練と勤務指定とが混同されつつ、様々な受け止められ方がされた。

たとえば、兵庫県医師会神戸支部では議論を重ね「医薬制度調査会幹事案に関する所見」を14年9月にまとめているが、その中で、「医師ノ開業前従業制度ノ創設」については「医育の補全的意味で一定年限政府の指定した官公立病院に勤務するのを指定せんとするのは差し支えない。」として、医師になるには現在中学校卒業からおよそ10年ほどかかっているが、「学生が患者の診療に当たる機会が少ない」、これは「医育機関付属病院が営利化したからに依る」として、「故に医育の補全的意味での医師の勤務指定制度についても、医育当局者に深甚な考慮を煩わし度い」として、一定の理解を示している¹³⁾。一方で、熊本県医師会長の谷口弥三郎は、14年3月にこの幹事案に対して5つの論点を上げそれぞれ批判し、そのうち「医師の勤務指定制度ノ創設」については、優良指定の医学志望を疎外するとし、医育機関が国営ならば可能だが、私費をもって医師となったものをある期間無医村に強制的に赴任させるようなことはあまりに窮策であり、医学志望者を減らすことになると反対している¹⁴⁾。日本医師会では、14年7月5日に「医療制度の改善案」としてこの幹事案への対策を発表しているが、「開業医の統制」の「九、医師の開業前従業制度の創設」において「医師の開業従業制度の創設はその目的に依り必ずしも反対すべきことに非らざれども之を以て無医村に対する医師分布方法の一たらしめんとするは不可なり」として、一定の理解を示したが、無医地区への強制的な配分については拒否する姿勢を示した¹⁵⁾。また14年7月11日に、関東北、関西、九州医師団対連合

委員会から発表された「医薬制度調査会幹事案研究項目に関する対策意見」では、同じく「医師の勤務指定制度ノ創設」に対して、「(イ) 現在デモ開業前一定期間ノ実地練習ハ通例デアルガ、之ヲ強制スルハヨクナイ」とし、「(ロ) 陸海軍依託学生ト同様厚生省委託生ヲ採用シ、之ヲ以テ勤務指定制度ヲ実施スベキデアラウ」という「対案」を示している¹⁶⁾。

このように、医界においては幹事案の「勤務指定制度」の受け止められ方は様々であり、修練制度との関連で混同されていたきらいがないわけではない。ただその場合も、強制ではなく国費(官費)であればあり得ると、捉えられていたことがわかる。

さて、13年11月14日に同委員会の中に小委員会が設置され、14年5月29日までに6回にわたってこの幹事案が議論されたものの、その後しばらくは開催されず、医界各層での調整が続けられており、上記の各医師会の意見表明などが続いたようである。

(2) 添田委員長案(小委員会案)(14年9月27日)

ようやく14年9月5、6日になって、第2委員会小委員会懇談会が開催され、添田委員長による原案が登場した。これは14年9月27日の第7回第2委員会小委員会で、添田委員長案(小委員会案)としてその内容が討議の対象となっている。

この添田委員長案では、
 一. 医療機関ノ分布是正ニヨル医療ノ普及、
 二. 医療費ニ関スル制度ノ合理化ニヨル医療ノ普及、
 三. 医療内容ノ向上

という三部に分けられ具体案が示されている。上記で様々な混同があった幹事案(13年12月19日)の「医師ノ勤務指定制度ノ創設」は、「一. 医療機関ノ分布是正ニヨル医療ノ普及」の第二項にそのまま残り、「(1) 厚生大臣必要ト認ムルトキハ医師免許ニ附随スル義務トシテ三年以内勤務ヲ命ズルコトヲ得ルコト、(2) 勤務先ハ国、公共団体及び公益法人立ノ診療所トスルコト、(3) 勤務ニ対シテハ相当ノ報酬ヲ与フルコト」とされ、修練制度とは異なる内容となった。

この項目とは別に、第三の「医療内容ノ向上」の「(イ) 医育制度ノ改正」として

「医育ハ医師ナドヲシテ真ニ国民医療ノ重キニ任ズルノ認識ヲ有セシムルモノタラシムベク且医師ノ免許前相当期間実診療ニ当ラシムルコトヲ必要ト認ム」としている。ただし

「右ハ第一委員会ニ於テ決定スルコト」として、具体的な年限などは明記されておらず、その

決定については第1委員会に先送りされている¹⁷⁾。

翌9月28日に第8回第2委員会小委員会が開催されたが、「最重要問題たる医薬分業、産組病院の道府県移管問題が論議の中心¹⁸⁾」となり、修練問題は議論されなかったが、上記の「一. 勤務指定制度の勤務義務年限三ヶ年以内を二ヶ年以内に改むること」とされるなどいくつかの字句の修正がなされた¹⁹⁾。

この添田案に対して、全国医師会連合会は10月2日に意見を発表し、「一. 医療機関ノ分布是正ニヨル医療ノ普及」の「医師ノ勤務指定制度ノ創設」については、「意見」として「医師ニ対シ強制的勤務制度ヲ創設スルハ過当ナル義務ヲ負ハスモノデアッテ承認スルコトハ出来ナイ。若シ勤務制度ガ無医地域ニ医師ヲ配備セシムル意図カラ発シタモノナラバ、政府ハ宜シク日本医師会ト協働シ、尚足ラザル場合ハ官費依託学生ヲ養生シ之ニ充ツベキモノデアル」と批判した。しかし、実地修練について述べられている「医療内容ノ向上」の項目については、「第一特別委員会附議事項」として、何ら意見を示さなかった²⁰⁾。

第2委員会は、10月5日(第4回)、翌6日(第5回)にも会合を開き、上記の小委員会案が議事へ上げられたが、処方箋強制交付など様々な点で紛糾²¹⁾、次の会合まで採決が持ち越された。

第6回会合は10月9日に開催され²²⁾、添田案について賛否を取った末、決定された²³⁾。その決定事項とは
 一. 医療機関の分布是正に依る医療の普及、
 二. 医療費に関する制度の合理化に依る医療の普及、
 三. 医療内容の向上

という三部に分かれ、「一. 医療機関の分布是正に依る医療の普及」の(ロ)として「医師の勤務指定制度の創設」があり、

「(1) 厚生大臣は国、公共団体及公益法人立診療所に勤務せしむる必要を認めたる時は免許に附随する義務として医師に二年以内勤務を命ずることを得ること、(2) 勤務に対しては相当の報酬を与ふること」

と添田案では3項に分けていたものを2項にまとめつつ、年限については3年を2年と短縮している(2年に短縮修正されたのは上記のように9月28日の段階である)。また、その第三の「医療内容の向上」の(イ)「医育制度の改善」として

「医育は医師等をして真に国民医療の重きに任ずるの認識を有せしむるものたらしむべく且つ医師の免許前相当期間実診療に当たらしむることを必要と認む」としている。ただし

「右は第一委員会に於て決定すること」として

とされ、第1委員会の決定を待つこととなったが、修練制度の文言については、上記の添田案と同じであった²⁴⁾。

こうして第2委員会での議論がいったん落ち着いたあと、ようやく第1委員会が開催され、修練問題が議題となっていく。

(3) 第1委員会における第2幹事案（14年10月23日）

第1委員会が13年10月に開催されてから1年を経て、14年10月23日、3回目の会合が開催された²⁵⁾。この会合で、「第一特別委員会研究項目」（いわゆる「第2の幹事案」）が提出されている。それは、以下のような内容であった。

「一. 医術の向上

一. 学校卒業後一定期間の実診療従事制度の創設
イ. 医学校卒業者は一年以上指導医師の下に於いて診療の指導を受けた後医師免許を与ふることとすること

ロ. 指導医師は主として官立、公立、公益法人立其の他適当なる病院勤務の医師中より厚生大臣之を指定すること

二. 再教育の実施

イ. 医師に対し再教育の制度を創設し可成医師会をして之が実施に当たらしむること

ロ. 厚生大臣は必要と認むるときは医師に対し再教育を受くべきことを命ずることを得ること

二. 専門科名及び専門医師国家検定試験制度の創設（詳細略）

三. 医育制度の改善

四. 医師会の改組

五. 厚労表彰制度の創設²⁶⁾

この第2幹事案を一見すると、医師の医術向上や医育の改善などがメインのように見えるが、その実、『日本医事新報』が報じたように「医育に関する問題は徹頭徹尾机上の空論に過ぎず、結局此の特別委員会の中心話題は医師会の改組に懸かっている」と看取されていた。しかし医界側からの猛烈な反発が予想される医師会改組については、この段階では具体案は何ら出されず、持ち越されたままであった。この第3回会合で、厚生省の林衛生局長は、「研究項目第三の医育制度の改善の問題は文部省とも関係ある事柄ゆゑ、今後文部省と並行的に研究を進めて行かねばならぬ」とした。また「医術向上の問題は学校教育が改善されれば解決する」と思われるが、さらに一定期間の指導が必要か

という質問に対して、厚生省側からは「学校を卒業せる者に直ちに医師免許を与へてよいかどうかの判定は一に厚生大臣の権限に属する」としながら、現実に卒業後も学校に残って勉強しているものが多数ある現状に鑑みると、「現今の如き医育制度ならば一定期間の義務を規定する必要があると思はれる」と答えている²⁷⁾。

続いて10月30日の第4回第1委員会では、卒業後の一定期間の実診療に当たらせる制度については、医育機関で行わせてはどうかという質問があり、それに対し林衛生局長は「当局の考へてあるところでは、一人の指導者がせいぜい五人位の者を担当するやうにしたい」、しかし「学校の附属病院ではそんな指導の仕方は不可能ではないかと思ふ。また学校の附属病院でそれをやるには、先づ学制改革から始めねばならぬ」と答えており、厚生省側は大学・医専の附属病院、つまり教育機関内・年限内では修練を企図していなかったことがわかる。また「実診療の経験は全科に亘って行ふ必要があるから、総合病院でなければならぬ。大体内科と外科とをおもにして行ふから、希望する専門家一人に就いて指導を受けるだけでは困る」ともした²⁸⁾。

さらに当時から問題化していた大学医学部・医科大学への進学者減少と関わって、「他の学部より一年も余計に勉強して、その上にまた何ヶ月か何年かの実診療を受けると云ふことになると、将来益々医学部を希望する学生が減る」のではないかという懸念について、林局長は「現在でも卒業生の九割が自発的に研究室に残るといふ実態にある」として、「これをただ義務的にすると云ふだけである」と答え、「恰も現在行はれてゐる官吏の見習制度のやうなもの」に過ぎないとしている。さらに第1の研究項目（「医術の向上」）については文部省の管轄権でもあるので次回から担当者に加えることとなったものの、局長は「医薬制度調査会は国家の機関である」として、「ここで決定された事項は相当権威のあるものだと思つて貰ひたい」として、文部省による学制改革に制限されないという理解を示している²⁹⁾。

しかし、こうした厚生省側からの一方的な提案については、『日本医事新報』の社説では「学校卒業後一ヶ年以上臨床経験を積みしめるといふことは、事實は卒業を一ヶ年延長するというふことにな」として、「それよりは寧ろ、現在の学制を改正し、教育過程を合理化してもう少し実際に即するやうに改めれば、そうせずともよいのではないかと批判している³⁰⁾。

翌週の14年11月6日、第5回³¹⁾第1委員会が開催

された。文部省から督学官が参加し、委員の間で医育制度との関連が議論されたが、横山督学官は大学と医専（医学専門学校）の一元化は考えていないこと、医師の国家試験制度については、「視学委員を設置して常に視察、監督に努め・・てゐるので、只今のところでは考へてゐない」などと答え、「医育改善については教育審議会と、医薬制度調査会とが、何処迄も医学、薬学の立場に捉はれず、協力して行くべきであると思ふ。教育審議会は目下総括的な審議を進めてゐるが、特に医育について答申するかどうかは只今答へられぬ。厚生当局の医育改善意見は文部当局に於いても尊重し、出来る限り善処したいと考へてゐる」³²⁾ といった答弁に終始するなど、文部省側は「抽象的発言を為し極力逃げやうと」、「焦点をぼかすことに努めた」という³³⁾。

こうした第2幹事案をめぐる厚生省ならびに文部省のコメントは、後に成立する実地修練の制度ならびに戦後改革期のインターン制度につながる論点として重要である。当時、大学医学部・医科大学ならびに文部大臣指定の私立医学専門学校の卒業生は無試験で医師免許を付与されていた。文部省は医育一元化は教育審議会での審議課題であり自らが所掌する事案であること³⁴⁾、また国家試験導入は考えていないことを表明しているが、これは大学・学校卒業と切り離す形での統一的な国家試験を導入せずは無試験免許付与を存続させることを意味するものであった。したがって実地修練は、医学部・医専在学中に臨床実習のような形態にならざるを得ないのであり、昭和14年度から私立医専で突如開始された臨床実習の重視とその時間数の増加は、医師養成の管轄権を固守しようとする文部省の強い意図の表れでもあろう（注44を参照）。逆に厚生省にしてみれば、医師免許付与の権限は厚生大臣（省）にあるとした衛生局長の言にあるように、医師の養成・配置・管理の管轄権を奪回するには（そもそも「幹事案」には公営医療拡充、開業医管理という厚生省による医師・医療全般の管轄権確立が明確に目指されている）、学校卒業と同時に医師免許が付与されるという制度を取りやめさせ、卒業試験とは別個に統一的な医師国家試験を実施してそれを所管することが最も合理的な方略であった。さらに、その国家試験が医師の専門職コンピテンシーを測ろうとするものならば、実地修練は当然のことながら学校卒業後、かつ国家試験の間のタイミングで実施するほかなかったと言える。しかし文部省はこの無試験免許付与の権限を放棄する意思はなく、また以下に見るように当時の学生の進学

状況や陸軍などの意向からも、厚生省が思い描く方策が実現する見込はこの段階ではほとんどなかったと言えるだろう。

(4) 第2幹事案の修正案（14年11月27日）

翌週の14年11月13日にも第6回第1委員会が開催され、引き続き「第2幹事案」について議論が交わされている。このなかで、「一、学校卒業後一定期間の実診療従事制度の創設」については、「各委員交々同案に対する意見開陳を行ったが、この日は1ヶ年の実習期間が必要であることは既に意見の一致を見て居るが、これが方法に就いては期間延長に依つて来る影響並に免許状取得の点をも考慮して慎重に研究すべきだ」、「免許状はやるが、1ヶ年の実習期間を終へなければ独立診療が出来ぬとなす方法もあるが、政府案に較べて何れが良いか」わからない、さらには「実習期間を終へずして免許状取得を希望する者のためや、又、期間延長が不可能の場合は曾て存続されて居た国家試験を復活しては如何か」「然し乍ら一度廃止したものを復活する事は如何かと思ふ」などの意見が相次いだとある³⁵⁾。医師免許付与と国家試験、実地修練のタイミングなどが議論されたようであるが、上記のように、無試験免許付与の制度を前提にする限り、何れのオプションも画餅というべきものであった。

14年11月20日、懇談会の形を取った第7回第1委員会³⁶⁾では、前回から引き続いて、1ヶ年の実習期間設定に関して終日委員間で活発な意見交換が行われたとある。実習期間の方法論から話が進み、これについては「陸軍当局の意見をも徴する必要あり」として、同席していた中留軍医中佐から「軍医局としては現在の制度を以てしては臨床上不充分だといふ事は痛感して居る。然し乍ら一ヶ年延長するといふ事は兵役関係もあり、早急にこれが賛否を即断する事は出来ぬ」と牽制されている。また委員の中からも、「臨床実習を今少しやらねばいかんといふ事は我々も其の必要を認めて居るが、其の方法は教育機関（学校当局）に任せの方が良からう」という意見が出されている。これらを見ると、この段階で修練は現在の4年間の医学教育の期間の中で1年間の臨床実習という形で行うこと、またその必要性については委員会、文部・厚生両省、陸軍、開業医側などに共有されていたことなどがわかる。また、無試験免許付与という制度的制約のほかにも、3年間の高校教育を経て4年間の医科大学への進学者が減少する一方で、中学校卒業から4年間で医師となれる医専への志願者が激増する中、さらに一年の

実習・修練の設定は現実的には困難であったこと、さらには大陸経営のために医師早成が急務であった陸軍の強い影響力など、1年間の修練導入は現実的にはきわめて困難であったことがうかがい知れる。

こうして、この会合では「イ、臨床教育のための1ヶ年の年限延長は困る、ロ、実習期間の問題に就いては文部省側に一任する。而して同省に事情ありてこれが改革に着手する事能はざる場合は厚生省側で適当善に処する」ことなどの意見を入れた上で、試案を作成することと決まった³⁷⁾。臨床実習が4年間の教育年限内で立ちゆかなくなった場合には、厚生省主導で大学・学校卒業後に市中病院を利用した実地修練、国家試験による考査などの手だてを取るという了解がなされたと言える。

14年11月27日、第8回会合が開催され、これまでの意見を取り入れた試案作成に入った。前回までの会合で明らかとなったように、教育期間延長を行う事は技術的に困難を生ずること、また軍部も徴兵猶予との関連で反対の意向を表明していることなどに鑑みて、第2幹事案を修正する形で、

「一 医術の向上

イ、医師免許前の基礎的診療に関する修練の充実

- (一) 医師の免許には一年以上一般の診療に関し必要なる修練を経ることを要することに改むること
- (二) 修練は指導医師を置いて之に行ふこととし最も其の効果を挙げ得る様指導医師に対する被指導者の数を按配すること
- (三) 修練は成るべく現在の学校教育期間中に於て実施すること

という修正試案を作成した³⁸⁾。

当初の第2幹事案(14年10月23日)とこの修正案を比較してみると、第1項の学校卒業後「一定期間の実診療従事」が、「一年以上の・・・修練」に変更されて一年という期間が規定されたこと、また厚生省が当初企図していた官公立を中心とした総合病院の実地修練が、なるべく学校教育期間中における実施(すなわち附属病院での臨床実習)に変更されたことがわかる。ただし、こうした修練の後に医師免許が付与されるという理解は共通している。

さらに、この修正案は15年10月28日に出される「医薬制度改善方策の厚生大臣諮問に対する医薬制度調査会の答申」(後述)と同一の文言である。したがって、実地修練については、この段階で決定されたと見て良いだろう。ただしその修練は厚生省が企図した当

初の方向性は大きく変更され、大学・医専の下での臨床実習に置きかえられることとなった。これはすでに見てきたように、医師免許が学校卒業と同時に与えられる制度的制約に、医大進学者の激減、陸軍の思惑などといった現実的要因が絡んでいたことによるものだが、同時に医師免許が一年の修練の後に付与されること、すなわち医師養成のプロセスは教育機関－卒業－実地修練－(戦後ここに医師国家試験が入る)－医師免許取得、というステップを経ることについても一定の合意がなされたわけであり、戦後改革期において厚生省がGHQ/SCAP-PHWを後ろ盾として、実地修練以降の管轄権を確立する足がかりともなったと言えるだろう。

(5) その後の議論

12月4日、第9回会合が開催、上記の試案について文部省当局と交渉した経過概要が報告されたが、文部省には強行にこれを実行するよう交渉することを申し合わせている³⁹⁾。その後12月11日、第10回会合が開催、開業医の再教育、専門科名、専門医師国家検定制度などが議論されている⁴⁰⁾。

12月15日、11回会合が開催、引き続いて診療科名、専門標榜などが議論されているが⁴¹⁾、その中で「卒業後一定期間実習に携る義務を付与するかの問題に関しては、文部省に実情を具申して在学中に充分実診療の経験を積む如き学制改革を要求することとし」、「若し満足すべき改革が行われた場合に『卒業後一定期間云々』を放棄することとなった」という。これは「即ち差し詰め卒業後一定期間に体得し得べき実診療の経験を在学中に体得し得るやうの要望が文部省宛為される訳であって、此の要望が貫徹されない場合は止むを得ず卒業証書と医師免許状の交付を切り離さうと云ふに在る」との解説がされている⁴²⁾。これは11月20日、27日の第7、8回委員会での合意の確認とも言えるだろう。

14年12月18日、第12回会合、続いて12月23日、13回会合が開催され、ようやく医師会改組の問題が俎上に挙げられている。これ以降、この問題が第1委員会の議論の中心を占めていき、医界では医師法改正の可否が取りざたされていく。逆に言えば、医育改善を含めた修練の問題はほとんど触れられることはなくなっているようである⁴³⁾。

むしろ、修練問題は文部省側にボールが投げられた形となり、その後は他の会議の場で、医育改善の議論が積み重ねられていく。たとえば、15年1月9日には

医専校長会議が開催され、この医薬制度調査会の研究項目（第2幹事案）に関して特に私立医専校長から意見を聴取している。特に「修練は指導医師を置いて之を行うふこと」について「相当の論議が行はれ」、「学校を離れての教育は絶対不可で・・・相当な非難があった」という。また「臨床実習を増加する事に就いては、昨年規則が改正されて⁴⁴⁾、三年迄に学科を終り後の一年を実習する事になり、現にやりつつあるのであるから、（さらに修練のための実習増加といったような：筆者注）又復改正の要はない」として、結果的に年限延長となるような実習の増加は必要がないという意見があった。ただ私立医専の目下の問題は、予科二年を加えた六年制に統一し、大学昇格を目指すことであった⁴⁵⁾。私立医専側ではこれらの議論を経て「医学教育刷新に関する意見答申」を1月18日に文部省に提出している。医育一元化の観点から、上記の医専の6年制改組による大学昇格を要求しつつ、第1委員会で提示された修正試案における「医術の向上に関する件」について、昨年度改正され従来よりも倍加した実習をさらに増加する必要性のないこと、修練は学校以外の場所において行うことは絶対反対で附属病院にて行うことなどを、改めて主張している⁴⁶⁾。

教育審議会（第26回整理委員会）では、15年5月1日、3日に医学専門学校制度について議論が開始された⁴⁷⁾。吉岡東京女子医専校長、上条昭和医専校長などから意見が出され、7年制案が議論されている。『日本医事新報』によれば、軍関係者からは医師養成の速度が鈍っては困るとの意見であり、また単科医科大学への志望者が激減していることに鑑みて現実的ではないというのが大勢であった⁴⁸⁾。科学振興調査会でも15年8月19日に総会を開催して、文相諮問の「科学振興の具体的方策」の答申案について議論が交わされているが、この中で医学教育は原則として大学教育たるべきもの、として臨時医専などの廃止が求められているが、陸軍側の強硬な意見があるので早急な廃止は困難との見方が報告されている⁴⁹⁾。

(6) 「医療制度改善方策」(15年10月28日)

15年1月15日、第14回が開催、引き続いて医師会改組の問題が取り上げられているが、日本医師会長の北島委員から提出された医師会改組案が提示、各委員から意見を聴取して細目の審議にはいることとなった⁵⁰⁾。4月12、13日に3ヶ月ぶりに第15回会合が開催、医師会改組問題が議論されている⁵¹⁾。第2委員会は既に終了し、第1委員会は医師会改組のみが審議中では

あったが調整が付かず、第75議会に医師法改正案を上程することもままならず、「冬眠状態を続け」た⁵²⁾。

その後、6月27日に特別委員会小委員会を開催し、秋までに第1委員会としての成案を得て、先の第2委員会の決定事項と共に、医師法改正案に織り込む予定となった⁵³⁾。続いて7月19日⁵⁴⁾、7月25日⁵⁵⁾、7月30日⁵⁶⁾にも小委員会が開催、医師会改組の詳細が議論されている。これらをうけて8月中旬に幹事試案を策定し、9月中旬に再度委員会を開催して成案を得て、総会に提出、医師法改正法律案として来議会に提出という運びになった⁵⁷⁾。

9月10日になり、第1委員会が開催され、医師会改組要綱（案）が披露され、委員会の間で質疑がかわされている⁵⁸⁾。これをうけて、9月21日⁵⁹⁾に第1委員会が開催、この医師会改組要綱を審議、ほぼ全員の委員の賛成が得られた⁶⁰⁾。

10月28日、医薬制度調査会の総会が開催、第1並びに第2委員会の決定事項が報告され、両事項とも可決され、13年7月の厚生大臣の諮問への答申「医療制度改善方策」（以下、「方策」と略記）として成立した。厚生省では、この趣旨を医師法に織り込んで改正法律案として次期議会に上程することとなった⁶¹⁾。「方策」は、「第一 医療の普及」「第二 医療内容の向上」「第三 医師会の改組」という大きく3部からなり、修練制度は「第二 医療内容の向上」の中の「医術の向上」の中に記載されており、その内容・文言については、先に見たように14年11月27日に開催された第8回第1委員会で提出された試案と同一である。

「医療制度改善方策の厚生大臣諮問に対する医薬制度調査会の答申」

『医療制度改善方策』

「第一 医療の普及

一. 医療機関の分布是正

(二) 医師の勤務指定制度の創設

(1) 厚生大臣は国、公共団体及公益法人立診療所に勤務せしむる必要を認めるときは免許に附随する義務として医師に二年以内勤務を命ずることを得ること

(2) 勤務に対しては相当の報酬を与ふること」

「第二 医療内容の向上

一. 医術の向上

(一) 医師免許前の基礎的診療に関する修練の充実

(1) 医師の免許には一年以上一般の診療に関し必要なる修練を経ることを要することに改むること

- (2) 修練は指導医師を置いて之を行うこととし最も其の効果を挙げ得る様指導医師に対する被指導者の数を按配すること
- (3) 修練はなるべく現在の学校教育期間中に於いて実施すること

繰り返しになるが、ここで言う「修練」のあり方は厚生省が第2幹事案（14年10月23日）で当初企図とした「実診療従事制度」とは文言としては大きく異なるものとなった。しかしすでに見てきたように、制度的制約と現実的状况からこの段階では教育機関内・年限内での臨床実習という形態にならざるを得なかった。ただし、医師免許取得までのプロセスが明確化され、またその中に1年間の修練が位置づけられ、さらにそれを考査する可能性も示唆されている点は、戦後の統一的な医師国家試験導入と厚生省による管轄権の確立のための橋頭堡とも言うべき合意内容であったともいえるかもしれない。

(7) 「国民医療法」（17年2月25日）と「国民医療法施行令」（17年10月28日）

この後、この医業制度調査会の答申を基礎とした国民医療法（法令第七十号）が昭和17年2月25日に成立した。国民医療法には、医師の修練についての細かい規定はなかったが、その第四条に医師免許について「第四条 医師又ハ歯科医師タラントスル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ免許ヲ受クルコトヲ要ス」と定められ、10月28日、その「勅令」に当たる「国民医療法施行令」（勅令第六百九十五号）が公布、11月1日から実施されることとなった。同令では医師免許について以下のように定めた。

「第一章 医師及歯科医師ノ免許

第一條 国民医療法第四條ノ規定ニ依リ医師ノ免許ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ之ヲ与フ

一 大学令ニ依ル大学ニ於テ医学ヲ修メ学士ト称スルコトヲ得ル者又ハ官立、公立若ハ文部大臣ノ指定シタル私立ノ医学専門学校医学科ヲ卒業シタル者ニシテ一年以上診療ノ修練ヲ経タルモノ

二 医師試験ニ合格シタル者ニシテ一年以上診療ノ修練ヲ経タルモノ

三 外国医学校ヲ卒業シ又ハ外国ニ於テ医師免許ヲ得タル帝国臣民ニシテ厚生大臣ニ於テ第一号ノ医学専門学校医学科ヲ卒業者ト同等以上ノ学力ヲ有シ且適当ト認定シタルモノ

四 厚生大臣ノ指定シタル外国ノ国籍ヲ有シ其ノ国ニ

於テ医師免許ヲ得タル者ニシテ厚生大臣ニ於テ適当ト認定シタルモノ

前項第四号ノ規定ニ依リ指定ヲ為スハ帝国ノ医師ニ対シ試験ヲ要セズ医師免許ヲ与フル国タルコトヲ要ス」

厚生省の『医制八十年史』が記述するように、「国民医療法及びその施行令並びに施行規則は、その相互の関係が極めて錯雑している」⁶²⁾が、これらの条文によって、法律で定めていた医師免許資格の具体的内容を勅令に移したこと、学校卒業者も医師試験合格者（戦後の医師国家試験とは異なることに注意）も共に一年以上診療の修練を経ることを要件としたこと（施行令）、修練の施設については施行規則で規定したこと、ただし施行令が施行される際に現に学校在学中の学生・生徒、さらに同令施行後3年間の間に試験に合格した者に対しては修練が免除される、という附則（第四條ならびに第五條）が適用されることとなった⁶³⁾。ただし、この規定は学校教育課程中における診療の修練をあてることをもって足りるものとされていた⁶⁴⁾。したがって、結局のところ、戦後にインターン制度が導入されるまで、卒業後1年間の実地修練制度は実際には実施されることはなかったのである。

3. 弁護士の実務修習制度

この章では、弁護士の実務要件の成立について、明治期からの議論を考察しておきたい。

今日、弁護士をはじめとする法曹の実務要件としては、司法修習制度が存在している。この制度は司法研修所で2年にわたって判事、検事、弁護士三者を平等かつ統一的に養成するシステムとして昭和22年から開始されたが、これにより法曹それぞれが専門的業務に就く際の共通的な実務要件が制度化された。しかし、判検事（司法官）の実務要件については、明治初期から長い間、「司法官試補」制度が存続し、また弁護士についても昭和8年の（旧）弁護士法の制定によって昭和11年4月から実務修習を行う「弁護士試補」制度が開始され、司法官試補制度と共に戦後の司法修習制度の基盤となったといえる。以下では、この弁護士試補制度、実地修習について、明治期からの議論をトレースしておきたい⁶⁵⁾。

(1) (旧旧) 弁護士法（明治26年）までの弁護士法案における議論

上述のように、弁護士試補制度は昭和8年の（旧）弁護士法によって制定された。弁護士にとっては、こ

の試補制度によって、「判検事と弁護士について、資格試験および養成制度を通じ、法制的には一応の均衡化が実現され、弁護士の地位および職務水準の向上に役立つこととなった」⁶⁶⁾。しかし明治26年の(旧)旧)弁護士法においても、当初の政府案には弁護士の修習要件が盛り込まれたものの貴族院で否決されるなど様々な議論があり、またその後もこの弁護士法改正に関わって司法省から弁護士会などに諮問がなされるなど、長い期間にわたって試補制度の確立は司法省、弁護士会などには大きなイシューの一つであった。

ところで、すでに明治23年12月に第1回帝国議会議会貴族院に政府案として提出された「弁護士法案」にも修習要件が規定され、当初は試補制度が盛り込まれていた。まずは、この法案における実務修習ならびに試補制度についての議論を見ておこう。

明治23年に提出された政府案では、従来の代言人規則を改め弁護士の身分・地位、弁護士会の組織などについて48条にわたって規定していたが、その第四條に弁護士の資格登録について定め、「登録願書ニハ左ノ事項ヲ証明スル書面ヲ添フ可シ其証明書ニハ弁護士二人以上ノ保証アルヲ要ス」とした。さらに「第一 司法大臣ノ定メタル弁護士試験規則ニ依リ試験ニ及第シタルコト

第二 出願前一箇年半以上弁護士ノ事務所及裁判所ニ於テ引続キ事務ヲ修習シタルコト」という条文が盛り込まれている⁶⁷⁾。

司法大臣山田顕義が法案の趣旨を説明しているが、この法案が必要なのは、「裁判所構成法ノ趣旨ニ從ヒ民刑事訴訟法ノ規定ニ原由スルモノニシテ是レ即チ憲法第五十七條ノ結果デア」る、としつつ、「国民ノ身体及權利ヲ保護スルハ独リ裁判官ノ法衛ノ下ニ立ッテ内ニ之ヲ為スノミナラズ外ニ弁護士ノ学識経験ニ富ミ道德廉恥ヲ重ンジ当事者ノ權利ヲ維持スルアリ裁判官弁護士相須ッテ初テ能ク司法事務ノ完全ナルヲ得ル」という認識を示し、このためには「弁護士ノ資格ヲ厳正ニシ其權利ヲ保護シ其位置ヲ尊重シ其行為ヲ監督スルハ国家ノ必要ニシテ欠ケベカラザルコトト信ジマス」とした⁶⁸⁾。しかしその後、特別委員会に審議が付託され、数回にわたる議論を経た後に、第一読会に提出された修正案では、上記の第四條第二項は全文削除されてしまっている⁶⁹⁾。

この全文削除について、翌24年1月8日に開催された第二読会では、松平信正から質問があった。政府案は弁護士の品位を高尚にするため、裁判所構成法で

定める裁判官らの三箇年の試補制度と相対する形で弁護士にも一箇年半の修習を設定しようとしているわけだが、なぜ特別委員会ではこの修習年限の規定を削除したのかという点、また政府案の一箇年半という年限は裁判所構成法の裁判官の修習年限三箇年を半減したことには理屈がないから削除すると理由書に掲載されているが、それではその後で定めている同條第七項の「控訴院ノ名簿ニ登録ヲ願フ場合ニ於テハ五年以上地方裁判所ノ所属弁護士タリシコト大審院ノ名簿ニ登録ヲ願フ場合ニ於テハ五年以上控訴院ノ所属弁護士タリシコト」という条文に盛り込まれた年限を、修正案では第四條第五項としてそれぞれ二年以上、三年以上に縮減したこととの整合性はどうか、といった点が問われている⁷⁰⁾。

これに対して、特別委員でもあった細川潤次郎は、一箇年半以上の修習ということは「實際ニ於テドウモ夫レ程妙ガアルマイ、妙ノナイドコロデハナイ」として、「試験ニサヘモ及第ヲ致シタルコト云フ位ノ学識モアル位ノモノガ其先輩ノ所ヘ行ッテ頭ヲ下ゲテ頼マシナラヌト云フコトハ其資格ニ對シテモ甚ダ氣ノ毒ナ訳デアル」、また修習の仕方が困り、引き受ける側も難しい、そういう次第で「修習ヲスルト云フコトニ付テハ格別ノ妙ガナシ」なので削除した、さらに第七項の年限縮減との関係では、5年を2,3年に縮めたのは「余リ長イデアラウ」ということであり、またその割合で行けばこの修習年限の1年半も半年ぐらいにもなるわけだが、そもそも修習自体が必要ないと判断したので削除した、と答えている⁷¹⁾。

さらに清岡公張も削除の理由について述べているが、司法官試補は官員であり、「取扱ハネバナラヌ充分ニ取扱ヒ余ル丈ケノ事務ガアル、充分ニ三年ノ間事務ヲ取扱テ見習ガ出来ル」、しかし弁護士は見習う場所がなく、単に先輩の事務所とかどこかで手伝っても、判検事の試補が修習するような役所がないので実効性がない。また引き受ける側も、沢山の試補が来れば手に余るため、十分な修習は難しいだろう、「實際甚ダコレハ差支ヘル案デアルト云フコトヲ認メマスル、若シ之ヲ此儘ニ原案ノ儘ニ差置カレルナラバ独立シテ修習スルコトガ為シ得ラルルト云フ場所ヲ一ツ拵ヘテ修習スル者ヘ宛行フテヤルガ宜イ、自分ノ權利上デ修習ガ出来ルト云フ所ヲ拵ヘテヤラネバナラヌ」、しかし、裁判所などをはじめそうした余裕はないので、結局立ちゆかなくなることは目に見えている、したがって削除したのだ、と答えている。さらに「決シテ修習ガ悪イト云フコトデ之ヲ削ッタ訳デハナイ」とい

う点を了解してほしいとも述べている⁷²⁾。

答弁だけを見ると、法律論を掲げて司法官試補に近づけて弁護士と身分を高めるための一方策として修習制度を設定しようとする司法省（政府案）に対して、貴族院議員らはその実効性を問題視し運用上の課題を問うたのであった。

しかしこの法案は審議未了の末、撤回されることとなった。また翌24年12月2日にも40条から成る弁護士法案が第2回帝国議会（貴族院）に提出された。この法案では、第三條第二項に

「弁護士試験規則ニ依リ二回ノ試験ニ及第シタルコト」とされ、第四條で

「弁護士試験ハ第一回ニ於テ学識ヲ試験シ第二回ニ於テ実務ヲ試験ス 試験及実務修習ニ関スル規則ハ司法大臣之ヲ定ム」、

さらに第十五條で

「弁護士ハ第一回試験及第者ヲシテ実務修習ノ為メ法廷ニ於テ其職ヲ補助セシムルコトヲ得」、

とした。昨年提出の法案審議での論点を踏まえ、一年半という実務修習の試補期間を削除しつつ、それは別途司法大臣が定める規則によるものとし、さらに弁護士試補の修習場所を明示したのである。この法案の審議に関して特別委員会の設置に至ったが、いわゆる奮勇演説による国会解散によって審議未了となった。

(2) (旧旧) 弁護士法（明治26年）立法過程における議論

①衆議院での審議

明治26年に(旧旧) 弁護士法が制定されるのは、25年12月1日に司法省が衆議院に提出した弁護士法案(全39条)によってである。帝国議会が開設されてから3度目の司法省による提出法案ということになる。

最初に政府委員の清浦奎吾（司法次官）が法案の趣旨を説明しているが、現行の「代言人規則」（明治23年司法省布達）のほころびなどを指摘しつつ、代言人の免許の効力は1箇年ごとに更新する必要がある、免許料も徴しなくてはならないなど、制度を改善しなくてはならない段階であるとし、「法廷ニ於テ重要ノ職務ヲ行フ」弁護士として、十分な「学識経験」を「具備」させ、「且ツ其性行モ方正ニシテ社会ヨリ信用ト、敬愛ヲ受クル所ノ人物デナケラネバナラヌ（原文ママ）」、そのためには「試験法ヲ密ニスルコトガ甚ダ必要デアリ」、「又弁護士ノ信用ヲ保タント欲シマスレバ、其監督及懲戒ヲ厳ニスルコトガ最モ必要デ」あるとした⁷³⁾。

この「弁護士法案（政府原案）」には、第二條第二項で

「弁護士試験規則ニ依リ二回ノ試験ニ及第シタルコト」を弁護士となる条件と規定し、さらに第三條で

「弁護士試験ハ第一回ニ於テ学識ヲ試験シ第二回ニ於テ実務ヲ試験ス 試験及実務修習ニ関スル規則ハ司法大臣之ヲ定ム」

と定め、さらに第二十條で

「弁護士ハ第一回試験及第者ヲシテ実務修習ノ為メ法廷ニ於テ其職ヲ補助セシムルコトヲ得」

としている。これらの文言は、前年明治24年12月提出の弁護士法案と同様の内容であった。

しかし本会議（第一読会）の段階から、この実務修習についてどのような方法や期限で行うのかと野出鏞三郎から質問が出されている⁷⁴⁾。続く第二読会（12月14日）において、この実務修習を含む第二條の細かい文言の修正動議が長谷川泰議員から提出されたが⁷⁵⁾、原案のまま採決されている。この後、判検事の資格、弁護士への非適格者など各条文を細かく加除修正を施す議論が続けられ、翌日まで各原案の条文の可否が採決されている⁷⁶⁾。さらに第三読会⁷⁷⁾を経て衆議院で可決され貴族院に送られたが（当初案の第二十條に「第四條第一項ノ資格ヲ有スル者」（大学卒業生ら）の文言が追加され、他の条文削除のため第十八條となった）、貴族院では試補制度については、結局のところ、否決されることとなった。その議論の論点を見ておこう。

②貴族院での審議

25年12月20日に開催された貴族院第一読会では、詳しい審議を特別委員会に付託することとなり⁷⁸⁾、年をまたいで翌26年1月23日に、その審議結果が再度第一読会に報告されたが、そこでは当初案の第二條第二項にあった「二回ノ試験」の「二回」が削除され、また第三條は実務修習や事務に関する試験の文言が大幅に削除されて「弁護士試験ニ関スル規則ハ司法大臣之ヲ定ム」となり、また第十八條の弁護士試補の法廷での実務修習については全文が削除されてしまった。

政府案の文言修正は他の条文にも施されていたが、2月9日までの第二読会での審議では実務修習の条文の削除に対して賛成と反対に分かれ、それぞれ長広舌が繰り広げられている。当時、代言人らは一連の弁護士法案に対して反対運動を行っており、議員らの論説もその意を汲んだものとも言えるかもしれないが⁷⁹⁾、実務修習という新しい制度導入がいかに当時の法曹界にとって大きなインパクトを持つものであった

かがうかがい知れる。

まず削除に賛成する（実務修習導入に反対の）議員として箕作麟祥が説明に立ち、そもそも弁護士と判検事とは職務・身分について性質が異なるので、「強テ同一ノ規定ニ從ハシメルト云フコトノ必要ガナイノミナラズ從ハシメルノハ理由ガナイ」、また「タツター一回ノ実務試験ヲスレバモウ夫レデ忽チ実務ニ成熟シタ者デアルカナイカト云フコトヲ定メタノハ甚ダ覺束ナイ」ので、むしろ「訴訟人ノ選ビニ任ス方ガ却テ今日ノ実情ニ適常シ便益モ大デアラウ」、また2回にわたる試験は代言人にはなかったものであり、それを突然設けようとするのは「其変遷急激ニ失スル憂ガアリ」、[「意想外ノ不便不利ナル所ノ結果ヲ生ズルヤモ測ラレヌ」、さらに実務修習を法律で規定してしまうと、「有名ナル弁護士ト申シタ所ガ其人員ニモ限リアル」上、「東京府下ノ如キハ大層立派ナ代言人ガ多イガ各地方デハサウ立派ナモノハ少イ」状況なので実務修習にも支障があるだろう、といった理由から「急激ノ変遷ハ行ハナイ様ニ致シマシテ徐々ニ改革ヲ為スコトガ必要デアラウ」としたのである⁸⁰⁾。

一方、削除に反対（実務修習導入賛成）する松岡康毅は、箕作の論に反論し、「弁護士ト云フ者ノ能力ト云フモノハ裁判官タル者ト殆ト同様ナル能力ヲ要スルコトハ当然デアリ」、もし判検事と同等とする説が間違っているなら、それは裁判所構成法が間違っているということになる、したがって同等ではないという説が間違っている、同等の能力があるということだから、判検事と同様に「二回ノ試験ヲ求メテ来ル」のである、また「変遷ガ急激ニ失スルカウレハ追々ニスル方ガ宜カラウト云フ」説も、今導入するのがまずいというだけの話に聞こえるが法律学の進歩と並行していく必要がある、したがって「最早今日二回ノ試験ヲシテ立派ナ弁護士ヲ追々是レヨリ拵ヘテ行クト云フ準備ヲスルコトハ必要ノコトデアラウ」とした⁸¹⁾。

これに答えて富井政章は、「実務実習ト云フコトハ頗ル必要ノコト」とし、「決シテ実務ノ修習ガ必要デナイト云フ意見デハナイ」としながらも、「法律ガ世話ヲ焼イテ実務修習ノ試験ヲサセルト云フコトハ穩当デハナイ」として、削除に賛成している。判検事と弁護士の違いについて、判事は訴訟人を選べないが弁護士は選べるといった点で双方は違っているので、改めて弁護士法案を定めようとしているのであり、弁護士のための「実務ヲ修習スル場所ト方法ガアレバ或ハスル規則ヲ設ケテモ宜イカモ知レヌ」が、政府は「ドウ云フ考デアルカー向ニ分ラヌ」、したがって「実務修

習ハ今日ノ有様デハ出来ナイ」と結論づけた⁸²⁾。加納久宣は手続き論の立場から削除に反対⁸³⁾、また本荘寿巨は実務修習は「一本立チデ十分弁護士ノ事務ニ従事シテ行ッテモ差支ノナイ様ニシテヤル方ガ大イニ人民ニ於テ便益ヲ与ヘル」と、弁護士の依頼人となる国民側に立って、実務要件は必要であると述べている⁸⁴⁾。

翌2月8日も第二読会が継続され、加藤弘之や菊池武夫がこれまでと同様の削除賛成の論弁をする一方、政府委員の清浦奎吾がこれまでの論点を整理しつつさらに反論して、政府側の意図を確認している⁸⁵⁾。翌9日の第二読会では村田保から、実務修習の期間などは司法大臣の定めるところによる、となっているため恣意的な年限となるおそれはないか、また現実的な実務修習も結局裁判所で傍聴する程度に終わらないか、さらに試補となって実務修習する際の生活費はどうするのか、法学博士は判検事に直ちになれるが弁護士には見習いをしなければならないのは実に不都合ではないか、などと論じている⁸⁶⁾。

このほかに三浦安は、原案に賛成の「實際家」と反対の「博士タル方」「学者」側で議論が二分されているようだが、實際家の方に分があるとし⁸⁷⁾、また濱尾新は、修正には基本的には賛成だとしながらも、「普通ノ教育」を充実させる意味でも、不十分な試験規則を実効的にするためにも、実務修習自体を学校教育の中で行う方策がいいのではないかと発言した⁸⁸⁾。濱尾の提案はほとんど看過されてしまっているが、(国家)試験と実務修習の順序、また実務修習を学校教育の中で行うのか卒業後に行うのか、といった課題につながる重要な論点ではあった。

これらの議論を経てようやく第二條、第三條の修正について採決が行われ、多数決によって修正が認められ、実務修習に関する文言については全文が削除されることとなった。これまでの発言内容を詳細に見てみると、削除賛成派（実務修習制度に反対）の議員の論点としては、実務修習自体は重要で必要だが、現段階ではその方法や場所などが整っていないので、意味がないもしくは実効性がなく時期尚早という点であり、実質的な実務修習の在り方や手続きを説いたものであったのに対し、政府・司法省ならびに削除に反対した議員（実務修習に賛成）側は、裁判所構成法の見地から弁護士の養成・身分などを判検事と同等に引き上げようとする形式論もしくは法律論の立場からの論弁であった。しかし司法官と弁護士の身分・地位の形式的・法律的な一貫性を取ろうとしても、現状はそれを受け入れるだけの態勢にはなく、またその根幹となる

実務修習の方法、場所、手続、給与なども手つかずのままであった。実際に、昭和11年から実務修習が施行されて以降、修習の引受先を弁護士会に任せ、国からの給与もなかったため、弁護士試補の生活苦が大きな社会・政治問題となったことに鑑みれば、この時期の試補制度導入を懸念する声が支配的であったのも無理からぬことではあった。

この後、第二読会では他の条文の修正採決が続けられ、第三読会で第二読会の決議案が可決された。衆議院では貴族院での他の条文の修正（弁護士になれない罪状など）を不同意として両院協議会が設置されて再度修正が施されたが、試補制度ならびに実務修習に関する文言が全文削除されたことについては衆議院でも「少シモ不同意ハナ」かった⁸⁹⁾。

こうした審議を経て明治26年3月4日に「(旧旧) 弁護士法」が成立した。その後、弁護士会から独自の改正案が提起されていくが、実務修習については試補制度の規定自体がなかったり（明治36年の日本弁護士協会案、明治44年の東京弁護士会案、大正11年に議員提案によって議会上程された改正案）、一定期間の実務修習を要する項目があったとしても審議未了により廃案になるなどして（大正2年、10年に東京弁護士会の会員であった議員が中心となって帝国議会上議員提案された改正案）、いずれも成案まで至らなかった⁹⁰⁾。

(3) (旧旧) 弁護士法改正に関する司法省諮問と改正調査委員会

大正11年、司法省は弁護士法改正に関して全国の弁護士会に6項目にわたる諮問を行ったが、その第1項目に弁護士の試補制度の可否を問っている。すなわち、「弁護士たるには判検事たる資格を有する者及試験に合格し一定の期間実務の修習を為し試験を経ることを要するものとすべきや」というものであった⁹¹⁾。東京弁護士会、日本弁護士協会は、この第1項の実務修習制度については「其必要なし、現今に於ても事実上相当の期間実務の修習を為すを常とし何等の弊害を認めず故に強制的に修習試験の制度を設くるの必要を見ず」として反対したが、一方で大阪弁護士会は「弁護士ノ信用ヲ増加シ、其地位ヲ向上スル」として積極的に賛成をしているなど⁹²⁾、各弁護士会で協調的な歩調が取られていたわけではなく、実務修習についても弁護士（会）によって大きな認識の齟齬があったことがわかる。日本弁護士協会は、第1項のみならず諮問項目全部にわたって反対したが、これは大正デモクラ

シーの風潮を背景として、政府と安易な妥協を排したためかもしれないとされている⁹³⁾。

司法省諮問を受けて法曹、学識経験者などが中心となって弁護士法改正調査委員会が設置され、5年もの議論の後の昭和2年10月に「弁護士法改正綱領」が提出された。この改正綱領では「第一章 弁護士の職務および資格」として、第三條（三）に「弁護士試補として修習を終え試験を経たること」という修習と試験の規定が盛り込まれ、第四條に「弁護士試補は弁護士会の指定したる弁護士の指導を受け一年六ヶ月以上実務を修習することを要す」また第七條には「弁護士試補は指導弁護士またはその委託する弁護士とともに出廷し助手として訴訟行為をなすことを得」とされた。これらはこれまでの法案で盛り込ませた内容と同様のものではあったが、さらに第三十五條で「弁護士試補の実務修習は弁護士会これを担当す」として、各地の弁護士会に実務修習を任することが明記された⁹⁴⁾。弁護士出身の司法大臣原嘉道は各地弁護士会に対してこの改正綱領についての意見を具申するように求めた⁹⁵⁾。同省は昭和3年に「改正法律案」（司法省案）を公表、司法大臣による法曹監督、弁護士会の法人化、女性弁護士の創設などの他、一年六ヶ月以上の実務修習を要する旨の弁護士試補制度の創設を規定するなど、弁護士（会）の身分と地位の向上に大きな一歩を踏み出すものであった⁹⁶⁾。

しかしこの司法省案に盛り込まれた非弁護士活動（いわゆる「三百代言」）に関する規定が、それを公認する余地を残したものであったため、各弁護士会を中心にその後熾烈な反対運動が起き、結局、司法省は同案の議会提出を放棄せざるを得なくなった。そこで司法省では、この非弁活動については「法律事務取扱二関スル法律案」という単行法とし、昭和5年11月にこれと切り離す形で第2次司法省案を発表、各弁護士会との調整が進められ、昭和8年4月に「弁護士法」（法律第53号）と「法律事務取扱ノ取締二関スル法律」が公布されることとなった（施行は11年4月1日から）。

(4) (旧) 弁護士法（昭和8年）における弁護士試補制度

昭和8年3月に第64回帝国議会上程された政府案（明治26年に制定された(旧旧) 弁護士法の改正案）について、その主要な目的を司法大臣の小山松吉はこう述べる。「現行弁護士法ハ明治二十六年ノ制定ニ係ルモノデアリマシテ、爾来四十年ヲ閲シテ居ル」、しかし、

「其間司法制度ノ発達ト共ニ、弁護士ノ数モ比年増加致シマシテ、現行法制定当時千六百人内外デアリマシタノガ、今日ニ於テハ六千人近キ数ヲ算フルニ至ツタ」、
 「弁護士ハ司法機関ノ一トシテ、司法事務ノ運用上重要ナル地位ト職責トヲ有スルモノデアリ」、
 「時運ノ進歩ニ伴ヒマシテ、司法事務ハ複雑ヲ加ヘ来ツタノデアリマスカラ、其職責ハ益々重要性ヲ帯ブルニ至ツタ」。そこで、「政府ニ於テモ亦改正ノ必要ヲ認メマシテ、其準備」について、大正11年以降、弁護士法改正調査委員会を中心に行ってきたとする。そして、「本改正案ノ主要ナル目的ハ、弁護士ノ地位ノ向上ト、弁護士事務ノ改善進歩ヲ図ル」ことにあるとした。小山はその方策として重要なポイントを4点上げている。すなわち、弁護士職務の範囲の拡張（従来、裁判所における行為に限定していたものを裁判所外の一般法律事務にも拡大）、弁護士の資格、婦人弁護士の許可、弁護士会の法人格付与（従来、所属地方裁判所の検事正の監督を受けてきたものを司法大臣の監督を受けることに変更）、である。試補制度の創設はこの第二点に関わるものである。弁護士の「資格ハ原則トシテ判事検事ト同一ニ」するため、「弁護士ニナリマスルニハ、弁護士試補トシテ事務ヲ修習セシムルコトニ致シタノデアリマス、一年六箇月以上弁護士試補トシテ、品位ノ陶冶ト実務ノ執行トニ付テ、適当ナ修習ヲ為サシムルヲ必要ト認メタ次第」だとした。そして、「之ヲ要スルニ本案ハ弁護士ノ品位ノ向上ト、弁護士事務ノ改善進歩ヲ図リマシテ、司法事務ノ補助機関トシテノ其職能ヲ十分ニ發揮セシムル共ニ、弁護士ヲシテ国民ノ法律生活上、善良ナル援助者タラシムルコトヲ期スル為ニ、適切且ツ必要ナルベシト思料致シマシタル、幾多ノ條規ヲ制定致シタ次第デア」る、とした⁹⁷⁾。

こののち委員会に付託され委員の間で質疑応答が続けられたが（昭和8年3月11日～16日）、弁護士の懲戒、外国で得た弁護士資格、弁護士事務所の在り方、施行期日の問題、女性弁護士の問題、各弁護士会の法人格、非弁活動と弁護士事務所の事務員との関係などの議論が主なものであった。弁護士試補制度に関しては、松木弘委員から実務修習の考試の事項を司法大臣が定めるとあるが、どう定めるのか、また目的は達成できるのか⁹⁸⁾、また同じく試補として裁判所に出廷する機会がなければ実務修習の効果が上がらないのではないか⁹⁹⁾、などといった質問程度であった。なお後者の質問については、小山大臣は、大体の腹案を持っておりそれは弁護士法改正調査委員会でも表したとして、弁護士会が修習の申し込みを受け付け、弁護士会が適

当に修習をする、と言う概要であると答えている。小山大臣は続けて、上記委員会での議論で試補制度自体は全会一致で賛成されたが、その際に「弁護士試補ノ修習所ト云フモノヲ設ケナケレバナラナイト云フ説ガ大分出タ」とのことである。しかし「是ハ経費ノ問題」のほかに、「十分ニサウ云フ設備ヲスルコトハ出来ナイ」が、経費が許すのならそうした制度を設けることもきわめて必要であると思っていると答えている¹⁰⁰⁾。

委員会での細かい字句、文言の修正を経た後、衆議院本会議を経て貴族院に送られたが、その委員会（22～24日）でも衆議院委員会と同様の問題について質疑が続いているが、試補制度については再度、司法大臣の定める規定について岩田宙造委員から質問が出ている¹⁰¹⁾。また同じく修習に関する費用についても質問があったが、小山大臣は先の衆議院委員会と同様の答弁をしつつ、さらに「出来ルダケ政府トシテハ補助ガ出来レバ補助ヲシマシテ、ソレニ依ッテ試補ノ修習ヲ完全ナラシムルコトヲ期シテ居ル」とした¹⁰²⁾。委員会での議論を受けて、貴族院本会議で弁護士事務所に関する文言などを修正したうえ、改正案は成立した。

すなわち、「第一章 弁護士ノ職務及資格」として、第二條第二項に

「弁護士試補トシテ一年六月以上ノ実務修習ヲ了ヘ考試ヲ経タルコト 前項第二号ノ実務修習及考試ニ関スル事項ハ司法大臣之ヲ定ム、

第三條に

「弁護士試補タルニハ成規ノ試験ニ合格スルコトヲ要ス 前項ノ試験ニ関スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム、また第三十七條に

「弁護士会ハ弁護士試補ノ実務修習ヲ担当ス司法大臣別段ノ規定ヲ設ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ」

と規定された。

さて、帝国議会でのこうした議論を垣間見てみると、弁護士試補制度については改正調査委員会案に対する疑義はなく、むしろ11年4月の施行までの手続きや準備などに、関心は移っていると言える。弁護士試補制度は、この昭和8年の段階で設置が決定され、戦後の判検事と共通の司法修習制度の基盤がつけられたと言えるが、その施行への手続と実際の運用の段階で様々な課題が噴出している。それらを次節でまとめ、戦後改革での議論につなげておきたい。

(5) 昭和11年施行までの議論

弁護士試補の実務修習や考試については司法大臣によるものと規定されたため、小原直司法大臣は全国の

弁護士会に対して、昭和9年10月に28項目から成る「司法制度改善ニ関スル諸問題」について諮問を行った。試補制度については、「弁護士試補ノ制度ノ運用及其ノ数ノ統制其ノ他弁護士制度ニ関シ考慮スヘキ点如何」という内容であった¹⁰³⁾。試補制度に対する各弁護士会の答申は以下のようなものである。まず、東京弁護士会が10年12月に答申した内容としては、「一、弁護士試補ノ事務修習ハ各地方裁判所々属弁護士会（控訴院管内所属弁護士会共同担当モ可）ニ於テ之ヲ担当シ其費用八国庫負担トスルコト、二、試補採用ノ人員ハ各弁護士会之ヲ決定シ司法大臣ニ通知スルコト、三、指導科目ハ（一）弁護士道徳の涵養、人格ノ修養ヲ第一トシ（二）判例学術ノ研究（三）担当弁護士ニ就キ一般法律事務ノ修習ヲ為ス、四、試補指導員及担当弁護士ノ選任及試補ノ考試ハ弁護士会之ヲ行フ」というもので、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、日本弁護士協会もほぼ同様の内容であったという¹⁰⁴⁾。

また、大阪弁護士会は、「一、弁護士試補の考試については、現行制度のまま国家試験とすること。二、実務修習と考試の担当は弁護士会とし、弁護士会は、司法大臣の認可を受けて、毎年収容する試補の数を定めることができること。修習は弁護士の実務に必要な実際上の知識を修得できるよう、法廷内外における弁護士業務を修習すること。三、弁護士試補の養成費は、国庫の負担とすること」というものであった¹⁰⁵⁾。

いずれの弁護士会の答申にも共通しているのは、試補養成を国費負担に求めている点である。在京の3弁護士会は、司法省および大蔵省と交渉を重ね、国庫負担の承認をとりつけ昭和10年暮の次年度予算計上に至ったという¹⁰⁶⁾。

しかし11年に司法省令として制定された「弁護士試補実務修習規則」と「弁護士試補考試規則」では、試補の手当はなく無給と規定された¹⁰⁷⁾。修習期間は一年六ヶ月、修習自体は弁護士会の担当とされたが、考試は司法次官を委員長とする考試委員によるものとされた。東京弁護士会などでは、修習の組織・内容などについて詳細な「弁護士試補指導規則」を制定し、これに基づいて試補の修習を実施した¹⁰⁸⁾。

これによって法曹には判検事に並んで弁護士についても試補制度が成立し、実際の専門業務に就くまでの、いわば実務要件が整備されたこととなる。しかし、両者を比較してみると、修習期間も1年6ヶ月と同じであるが、司法官試補は裁判所、検事局における判検事としての修習が中心で弁護士関係の修習は行われなかった。逆に弁護士試補には判検事関連の修習は

なかった。この意味で、修習の組織・思想において、司法官と弁護士の試補制度は分断されており、法制度上も実際上も両者の交流はほとんどなかったといわれる¹⁰⁹⁾。また司法官試補は、判検事の資格を得れば弁護士資格を取得することができたが、弁護士試補は弁護士資格を得ても、判検事になるには少なくとも3年の経験がなければならぬといった格差があった¹¹⁰⁾。さらに最も重要な相違は、先に触れたとおり、司法官試補は有給であったが、弁護士試補は無給であった点であり、制度実施後の翌12年には早くも廃止法案が議員提案で行われるなど、いわゆる「試補反乱」が繰り返されたのである¹¹¹⁾。

4. おわりに

戦後改革の中で、医師については昭和21年8月30日の「国民医療法施行令の一部改正」（勅令第402号）によって、医師免許を取得しようとするものは、すべて大学付属病院か厚生省指定の総合病院で、医科大学または医学専門学校卒業後一年間のインターンを行ない、医師国家試験に合格することが要件となった¹¹²⁾。また弁護士については、司法官試補と弁護士士補の両制度は廃止されて司法修習制度に統一された（昭和22年4月16日法律第59号裁判所法）。これにより、司法試験合格後に最高裁判所に司法修習生として採用され、2年間の実務修習を経て二回目の試験に合格すれば、判検事や弁護士となる資格を有することができることとなったのである¹¹³⁾。

医師、弁護士双方とも、戦前期に法制化された実地修練、実務修習を基盤として、戦後に統一的な実務要件が制度化されたとも言える。その法制化の契機となった明治期からの議論を跡付けてみると、養成に関わるアクターは何れの時代においてもがなにがしかの実務経験を求めており、その制度化は必要と認識されてきたことが垣間見られる。しかし医師、弁護士ともに、跛行的な近代化がもたらした様々な制度的制約や、アクターを取り巻く入り組んだ利害関係が、実際にはそれぞれの実務要件の法制化に大きな足枷となっていた。それを打破しつつ制度化に最も強力なアクターとなったのは、それぞれ厚生省ならびに司法省であった。医療の公営化と医師の適正配置を目論む厚生省（官僚）が、それらの政策の根本に関わる医師養成に関して全面的な管轄権を確立しようとしたのは当然の理であり、また裁判所構成法の趣旨から、弁護士もまた司法官と同等の地位と身分を保障すべきであるとした司

法省が、形式的ではあったにせよ司法官試補制度に似せた実務修習の機会を弁護士にも適用しようとしたことも首肯できる。言い換えれば、厚生省、司法省が医師や弁護士に実務要件を導入しようとしたのは、専門職コンピテンシーの質向上・保証を第一議的な目的としたというよりは、むしろ各職の管轄権を掌握し法律面での整合性をつけるというのが初発の動機とも言えた。一方で、現場の医師会や弁護士会は、実務要件は必要とは認めつつも（実際の現場では何らかの実務経験は慣行となっていたと考えられる）、その法制的な導入・実施にはどちらかと言えば後ろ向きであり各層は協調的でもなかった。また文部省など関係諸官庁は既存の管轄権を脅かすものとして警戒と抵抗を示した。

実務要件の導入に、市場・大学・顧客側ではなく、政府・諸官庁が大きな役割を果たしたという点は医師も弁護士も共通しているものの、しかし戦後の展開については両者の異同がむしろ顕在化したとも言える。たとえば、医師のインターンは医師国家試験の「前」に設定されたが、司法修習では司法試験合格の「後」に実施されることとなった。また年限や給与についてもそれぞれ「1年・無給」と「2年・有給」といった大きな違いがあった。専門職のプロトタイプとして並び称せられる医師と弁護士（法曹）であるが、実務要件については、その経緯、制度、理念など様々な点で異なるのであり、それはそれぞれが持つ近代化過程での制度的制約が異なっていることの証左でもある。そうした相違の解明については、さらに戦後の展開（とくに戦後改革期のインターン・医師国家試験ならびに司法修習制度・司法試験の成立過程）とともに、両職以外の様々な専門職の実務要件の形態と制度化の過程を丹念に追いかける作業が必要となるが、それは今後の課題としたい。

注

- 1) 専門職養成に関する政策・制度・プロセスなどについては、橋本2008、2016、橋本編2009、2012、2015、2016を参照のこと。
- 2) 戦後改革期におけるインターン制度と医師国家試験の導入に関する政策過程については、部分的ではあるが、橋本（2008）で触れた。
- 3) 厚生省1955、161頁、166頁。
- 4) 兵庫県医師協会神戸支部1939、46-8頁。
- 5) なお、「第1特別委員会議事要項」としては、「一、医師、歯科医師、薬剤師、産婆及看護婦等の外国に於ける資料を提出せられ度きこと、一、医師等の分布状態を是正する方法を講ぜられ度きこと、一、医師等の再教育問題を考究せられ度きこと、一、医師等の学校教育内容を改善し徳育に重きを置かれ度き事、一、医学

教育を改善し臨床医学に力を注ぐことと致され度き事、一、我国特有の精神及医療の公共性を織込みたる医師法、歯科医師法及び薬剤師法を制定せられ度きこと、一、医師会令、歯科医師会令及薬剤師会令を権威あるものと致され度きこと、一、専門科名の標榜に関し一定の制限を加へられ度きこと、一、学位を広告に掲ぐることを禁止せられ度きこと」などであった。『医事衛生』13年10月26日、第8巻43号、1583頁。

- 6) 兵庫県医師協会神戸支部1939、46-52頁の年表から。
- 7) 兵庫県医師協会神戸支部1939、1頁。
- 8) 兵庫県医師協会神戸支部1939、49頁。
- 9) 『医事衛生』昭和13年12月21日、第8巻第51号、1871頁。
- 10) 野間1939、245頁。
- 11) 『医事衛生』13年12月21日、1871頁。
- 12) 野間1939、246頁。
- 13) 兵庫県医師協会神戸支部1939、26頁。
- 14) 『医事衛生』14年3月1日、第9巻第8号、326頁。
- 15) 『医事衛生』14年7月5日、第9巻26号、981頁。
- 16) 兵庫県医師協会神戸支部1939、33頁。
- 17) 兵庫県医師協会神戸支部1939、2-5頁。
- 18) 兵庫県医師協会神戸支部1939、5頁。
- 19) 『医事衛生』14年10月4日、第9巻第38号、1514頁。
- 20) 兵庫県医師協会神戸支部1939、38-42、『医事衛生』（14年10月18日、第9巻第40号、1624頁）にもひらがなで同じ文章が掲載されている。
- 21) 『日本医事新報』14年10月14日、892号、3715頁。
- 22) 『日本医事新報』では第6回（14年10月14日、892号、3715頁）、兵庫県医師協会神戸支部（1939、9頁）では第5回となっている。
- 23) 『医事衛生』（14年10月11日、第9巻第39号、1553頁）によると「一、医療機関の分布は正に依る医療の普及」は賛成12名、反対2名、「二、医療費に関する制度の合理化に依る医療の普及」は賛成11名、反対3名、「三、医療内容の向上（『医事衛生』では、「医療内容の監督強化」となっている）」は反対無し、という採決だった。なお、『日本医事新報』では賛成者と反対者の数が逆になっている（14年10月14日、892号、3715頁）。
- 24) 『医事衛生』14年10月11日、第9巻第39号、1555頁。
- 25) 兵庫県医師協会神戸支部1939、44頁。
- 26) 『日本医事新報』14年10月28日、894号、3886頁。
- 27) 『日本医事新報』14年10月28日、894号、3886頁。
- 28) 『日本医事新報』14年11月4日、895号、3968頁。
- 29) 『日本医事新報』14年11月4日、895号、3968頁。
- 30) 『日本医事新報』14年11月11日、896号、4073頁。
- 31) 『医事衛生』では第4回（14年11月8日、第9巻第43号、1713頁）となっている。
- 32) 『医事衛生』14年11月8日、第9巻第43号、1713頁。
- 33) 『日本医事新報』、14年11月11日、896号、4084頁。
- 34) 教育審議会は、昭和14年11月29日（第6回整理委員会）から同年12月6日（第8回整理委員会）までと同年12月13日（第10回）において医師養成問題が、また昭和15年5月1日（第26回）、5月3日（第27回）、5月10日（第29回）に医育統一問題が審議されている（米田2000、509頁）。
- 35) 『日本医事新報』、14年11月18日、897号、4150頁。
- 36) 『日本医事新報』、14年12月2日、899号、4326頁。

- 37) 『日本医事新報』、14年12月2日、899号、4326頁。
- 38) 『日本医事新報』、14年12月2日、899号、4326頁。
- 39) 『日本医事新報』、14年12月9日、900号、4426頁。ここで、開業医の再教育問題が、新たに議論され始めている。
- 40) 『日本医事新報』、14年12月16日、901号、4516頁。
- 41) 『日本医事新報』、14年12月23日、902号、4589頁。
- 42) 『日本医事新報』、14年12月23日、902号、4589頁。
- 43) 『日本医事新報』、15年1月1日、903号、72-73頁。
- 44) これは、昭和14年1月14日に文部省専門学務局から各私立医専学校長に送付された通牒「私立医学専門学校学科課程及試験方法二関スル件」のことであろう。これには別紙「医学専門学校各学科課程要綱」「医学専門学校学科課程要綱制定要旨」「医学専門学校試験方法要綱」が添付されており、これらには臨床医学科及び臨床実習に重点を置くよう指示されており、各医専での速やかな実施が求められていた。米田は、医薬制度調査会が専門学校の臨床訓練の充実を強く求める方向で審議を進めていることを文部省が事前に察知して、調査会の答申を先取りする形で医専での臨床訓練のカリキュラムを充実させたのではないかと推察している（米田2000、510-12頁）。
- 45) 『日本医事新報』、15年1月20日、906号、350頁。
- 46) 『日本医事新報』、15年2月3日、908号、505頁。
- 47) 『日本医事新報』、15年5月11日、922号、1750頁、米田2000、222-4頁。
- 48) 『日本医事新報』、15年5月11日、922号、1750頁。
- 49) 『日本医事新報』、15年8月24日、937号、3099頁。
- 50) 『日本医事新報』、15年1月13日、905号、281頁、15年1月20日、906号、349頁。
- 51) 『日本医事新報』、15年4月6日、917号、1307頁。
- 52) 『日本医事新報』、15年6月22日、928号、2272頁。
- 53) 『日本医事新報』、15年6月29日、929号、2361頁、『日本医事新報』、15年7月6日、930号、2449頁。
- 54) 『日本医事新報』、15年7月27日、933号、2728頁。
- 55) 『日本医事新報』、15年8月3日、934号、2825頁。
- 56) 『日本医事新報』、15年8月3日、934号、2824頁。
- 57) 『日本医事新報』、15年8月10日、935号、2923頁。
- 58) 『日本医事新報』、15年9月14日、940号、3357頁。
- 59) 『日本医事新報』、15年9月14日、940号、3357頁では14日の予定だが、開催されなかった模様で9月21日にずれ込んだ可能性がある。
- 60) 『日本医事新報』、15年9月28日、942号、3544頁。
- 61) 『日本医事新報』、15年11月2日、947号、3998頁。
- 62) 厚生省1955、161頁。
- 63) 厚生省1955、161頁。
- 64) 厚生省1955、166頁。
- 65) なお、以下の帝国議会議事録については、国立国会図書館「帝国議会議事録」(<http://www.teikokugikai-i.ndl.go.jp/>)ならびに「日本法令索引」(<http://www.hourei.ndl.go.jp/>)を利用した。
- 66) 東京弁護士会1980、436頁。
- 67) 第一回通常会貴族院議事速記録第一号、明治二十三年十二月四日、弁護士法案第一読会、13頁。
- 68) 第一回通常会貴族院議事速記録第一号、明治二十三年十二月四日、弁護士法案第一読会、15-6頁。
- 69) 第一回通常会貴族院議事速記録第八号、明治二十三年二月二十三日、127頁。
- 70) 第一回通常会貴族院議事速記録第十一号、明治二十四年一月八日、弁護士法案 第二読会ノ続、165頁。
- 71) 第一回通常会貴族院議事速記録第十一号、明治二十四年一月八日、弁護士法案 第二読会ノ続、165-7頁。
- 72) 第一回通常会貴族院議事速記録第十一号、明治二十四年一月八日、弁護士法案 第二読会ノ続、172-3頁。
- 73) 官報号外 第四回帝国議会議事録速記録第二号、明治二十五年十二月一日、12-3頁。
- 74) 官報号外 第四回帝国議会議事録速記録第二号、明治二十五年十二月一日、13頁。
- 75) 官報号外 第四回帝国議会議事録速記録第二号、明治二十五年十二月十四日、268-72頁。
- 76) 官報号外 第四回帝国議会議事録速記録第十三号、明治二十五年十二月十六日、280-90頁。
- 77) 官報号外 第四回帝国議会議事録速記録第十四号、明治二十五年十二月十七日、306-8頁。
- 78) 第四回帝国議会議事録速記録第八号、明治二十五年十二月二十日、弁護士法案 第一読会、91頁。
- 79) 代言人組合は、弁護士試験が2回になることなど弁護士法案の様々な項目を問題として、活発な反対運動を行い、政府提出の原案は次々と骨抜きになっていったと言われる（東京弁護士会1980、111-6頁、大阪弁護士会1989、110-7頁）。
- 80) 第四回帝国議会議事録速記録第二十三号、明治二十六年一月二十三日、弁護士法案 第一読会ノ続、318-9頁。
- 81) 第四回帝国議会議事録速記録第二十四号、明治二十六年二月七日、弁護士法案 第二読会、333-4頁。
- 82) 第四回帝国議会議事録速記録第二十四号、明治二十六年二月七日、弁護士法案 第一読会ノ続、335頁。
- 83) 第四回帝国議会議事録速記録第二十四号、明治二十六年二月七日、弁護士法案 第二読会、335頁。
- 84) 第四回帝国議会議事録速記録第二十四号、明治二十六年二月七日、弁護士法案 第二読会、337頁。
- 85) 第四回帝国議会議事録速記録第二十五号、明治二十六年二月八日、弁護士法案 第二読会ノ続、338-42頁。
- 86) 第四回帝国議会議事録速記録第二十六号、明治二十六年二月九日、弁護士法案 第二読会ノ続、343-5頁。
- 87) 第四回帝国議会議事録速記録第二十六号、明治二十六年二月九日、弁護士法案 第二読会ノ続、347頁。
- 88) 第四回帝国議会議事録速記録第二十六号、明治二十六年二月九日、弁護士法案 第二読会ノ続、347-9頁。
- 89) 第四回帝国議会議事録速記録第三十八号、明治二十六年二月二十五日、弁護士法案両院協議改正案 会議、522頁。
- 90) 東京弁護士会1980、437頁。
- 91) 東京弁護士会1980、317頁。
- 92) 他の項目についても賛成と反対が分かれている。東京弁護士会1980、317-8頁、423-4頁、437-8頁。大阪弁護士会1989、299頁。
- 93) 大阪弁護士会1989、175-6頁。
- 94) 改正綱領の内容については、「大阪毎日新聞」1927.10.15-1927.10.17、「弁護士法改正綱領(上・中・下)」による。なお、『神戸大学経済経営研究所 新聞記事文庫 司法および警察(3-117)』

- (<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/sinbun/use/>) から引用した (2017年 9月16日取得)。
- 95) 大阪弁護士会1989、276-7頁。
- 96) 東京弁護士会1980、424頁、438頁。
- 97) 官報号外 昭和8年3月8日、第六十四回帝国議会衆議院議事速記録第23号、弁護士法改正法律案他一件 第一読会 498頁。
- 98) 第六十四回帝国議会衆議院 弁護士法改正法律案外一件委員会議録 (速記) 第三回 第六類第二十四号、昭和8年3月11日、5-6頁。
- 99) 第六十四回帝国議会衆議院 弁護士法改正法律案外一件委員会議録 (速記) 第四回 第六類第二十四号、昭和8年3月13日、7-8頁。
- 100) 第六十四回帝国議会衆議院 弁護士法改正法律案外一件委員会議録 (速記) 第四回 第六類第二十四号、昭和8年3月13日、7-8頁。
- 101) 第六十四回帝国議会貴族院 弁護士法改正法律案特別委員会議事速記録 第一号 第四部第二九類、昭和8年3月22日、7-8頁。
- 102) 第六十四回帝国議会貴族院 弁護士法改正法律案特別委員会議事速記録 第一号 第四部第二九類、昭和8年3月22日、8頁。
- 103) 東京弁護士会1980、438頁。
- 104) 東京弁護士会1980、439頁。
- 105) 大阪弁護士会1989、299-300頁。
- 106) ただし、修習費用の全額国庫負担ではなく、初年度は試補一人当たり月10円程度であった。東京弁護士会1980、439頁。
- 107) これに関して、上記の小山松吉大臣の答弁にもうかがわれるように、当初司法省は弁護士試補修習は関係機関によって行う建前で、そのための予算計上を行ったが、大蔵省には通らなかったとされる。東京弁護士会1980、439-40頁。
- 108) 東京弁護士会1980、440頁。
- 109) 東京弁護士会1980、440頁。
- 110) 大阪弁護士会1989、302頁。
- 111) 東京弁護士会1980、443-4頁、大阪弁護士会1989、302頁。なお弁護士試補たちの実態や苦しい生活状況は、東京弁護士会 (1980、444-451頁) に詳しい。
- 112) 菅谷1976、496頁。
- 113) 三澤2015、7頁 (https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/books/data/hoso6_3.pdf、2017年9月18日取得)。
- 632-635頁。
- 兵庫県医師協会神戸支部1939『医療制度改革案に就て』
- 野間正秋1939『医療機関及び医療費に関する改善案に就いて—医薬制度調査会小委員会に於ける研究題目の概要—』『医事衛生』昭和14年2月15日、第9巻第6号、245-6頁。
- 厚生省1955『医制八十年史』
- 三澤英嗣2015『司法修習終了時点から見た司法修習生の実務修習について』日本弁護士連合会法曹養成対策室『法曹養成対策室報』No.6、1-30頁。
- 大阪弁護士会1989『大阪弁護士会百年史』
- 菅谷章1976『日本医療制度史』原書房
- 東京弁護士会1980『東京弁護士会百年史』
- 米田俊彦2000『教育審議会の研究 高等教育改革』(野間教育研究所紀要第43集) 野間教育研究所

【引用資料・データ】

『医事衛生』

『日本医事新報』

国会図書館『帝国議会会議録 (<http://www.teikokugikai-i.ndl.go.jp/>)』

同『日本法令索引』(<http://www.hourei.ndl.go.jp/>)』

神戸大学経済経営研究所『新聞記事文庫』(<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/sinbun/use/>)

【引用文献】

- 橋本鉦市2008『専門職養成の政策過程—戦後日本の医師数をめぐって』学術出版会。
- 橋本鉦市編2009『専門職養成の日本的構造』玉川大学出版部。
- 橋本鉦市編2012『日本的な専門職コンピテンシー抽出と質保証システム構築のための横断的分析』(2009~2011年度科学研究費補助金・挑戦的萌芽研究 最終報告書)
- 橋本鉦市編2015『専門職の領域と報酬』玉川大学出版部。
- 橋本鉦市編2016『専門職養成カリキュラムをめぐるステークホルダーの合意形成に関する実証的研究』(2012~2015年度科学研究費補助金・基盤B 最終報告書)
- 橋本鉦市2016『わが国の専門職養成をめぐる課題と展望 (特集 図書館員のキャリアマネジメント)』『図書館雑誌』2016年第10月号、